

平成29年度
福島町議会定例会
3月会議議案
(追加)

説明資料

福島町

平成29年度 福島町議会定例会 3月会議追加説明資料目次

議案 番号	件 名	頁
75	福島町国民健康保険診療所設置条例の制定について	1
76	福島町職員定数条例の一部改正について	2
77	福島町国民健康保険条例の一部改正について	3
78	福島町特別会計条例の一部改正について	4
79	平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	別冊12
80	平成29年度福島町一般会計補正予算(第11号)	
	事務事業別説明資料	5

議案第75号関係

福島町国民健康保険診療所設置条例の制定について

1 条例制定の目的について

国民健康保険の被保険者及びその他の者の診療並びに地域住民の健康保持に必要な医療等を提供するため、国民健康保険法の規定に基づき診療所を設置することを目的とする。

2 条例改正の主な内容について

(1) 第1条【設置目的】…… 上記

(2) 第2条【名称及び設置場所】

名称：福島町国民健康保険診療所

場所：福島町字福島 139 番地 1

(3) 第3条【職員】

診療所の職員として、所長、事務長、事務員、看護師及び准看護師、その他必要な職員を置く。

(4) 第4条～第13条

診療業務に係る、任務、診療科目、手数料等の徴収及び減免等

3 施行期日について

平成30年4月1日から施行します。

議案第76号関係

福島町職員定数条例の一部改正について

1 提案の理由について

町の職員定数については、平成27年11月に公的年金制度の改正に伴い、本格的導入の定年退職者の再任用職員の職員数を考慮し、定数条例を87人に改正しました。

今般、町立診療所の開設にあたり、診療所業務に従事する看護師及び事務職員が増員となることから、現在より5人増とするとともに、現在の職員配置から教育委員会部局の定数を1人減とし町長部局を1人増とし、平成30年4月より、現在の87人から92人を定数とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

2 改正の概要について

職員定数条例第2条で定める各部局の職員定数を次のとおり改正しようとするものであります。

部署等	改正前	改正後	増減
(1) 町長の事務部局の職員	69人	75人	6人
(2) 議会の事務部局の職員	3人	3人	-
(3) 教育委員会の部局の職員	13人	12人	△1人
(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	(1)人	(1)人	-
(5) 監査委員の事務部局の職員	(1)人	(1)人	-
(6) 農業委員会の事務部局の職員	(1)人	(1)人	-
(7) 水道事業の事務部局の職員	2人	2人	-
計	87人	92人	5人

※改正後の(4)～(6)の内数は兼務となっていることから本来業務の部署にカウントされるため計から除いております。

- (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 (町長部局の兼務)
- (5) 監査委員の事務部局の職員 (議会事務局の兼務)
- (6) 農業委員会の事務部局の職員 (町長部局の兼務)

3 施行期日について

平成30年4月1日から施行します。

議案第77号関係

福島町国民健康保険条例の一部改正について

1 提案の理由について

平成30年6月開設を予定している町立診療所について、国民健康保険法の規定に基づいた診療所を設置することにより、施設改修や医療機器の更新及び住民に対する各種保健事業などに対し、国民健康保険調整交付金による国からの支援が見込まれることで、施設改修等の財源確保と地域住民の健康増進を図るものであります。

そのため、国民健康保険調整交付金交付要綱により、国民健康保険条例及び施設の設置条例に国保直営施設である旨の確認が必要となることから、本条例の一部を改正するものであります。

2 改正内容について

第5章保健事業の、第9条に「保健事業」として見出しを加え、第9条第1項第4号に「診療所の設置」を追加し、以下繰り下げるものとします。

改正前	改正後
第5章 保健事業	第5章 保健事業
第9条 (略)	(保健事業) 第9条 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
<u>(4)</u> その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業	(4) 診療所の設置 <u>(5)</u> その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業

3 施行期日について

平成30年4月1日から施行します。

議案第78号関係

福島町特別会計条例の一部改正について

1 提案の理由について

地方自治法では、地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する場合において、条例で特別会計の設置をすることができることとされております。

町では地域住民の健康保持に必要な医療等を提供するため、町立診療所を平成30年6月に開設することとしており、それに伴い診療所を運営するための会計が必要となることから「福島町国民健康保険診療所特別会計」を新設することとし、福島町特別会計条例の一部を改正するものであります。

2 改正内容について

第1条第5号に、新たに「福島町国民健康保険診療所特別会計 町立診療所事業」を追加するものです。

改正前	改正後
(設置) 第1条 (略) (1)～(4) (略)	(設置) 第1条 (略) (1)～(4) (略) <u>(5)福島町国民健康保険診療所特別 会計 町立診療所事業</u>

3 施行期日について

平成30年4月1日から施行します。

■議案第80号関係 平成29年度一般会計補正予算(第11号) 事務事業別説明資料

課名 建設課

8款：土木費		2項：道路橋梁費		2目：道路維持費		課名 建設課		説明 (事業の目的・主な増減)
議案ページ	新 継	事業・事業予算名	予 算 額		財 源 内 訳	25,000	25,000	
			補正前の額	補正額				補正後の額
10	継	道路維持費	79,706	25,000	一般財源	25,000	104,706	<p>【事業目的】 道路を適切に維持管理する。(除排雪費外)</p> <p>【主な増減】 委託料25,000 (除排雪業務委託料)</p> <p>【事業内容等】 降雪量増に対応するための除排雪業務委託料の追加</p>

(単位：千円)